

横浜市陶芸センター

指定管理者選定評価委員会

審査報告書

平成 27 年 9 月

## 1 経緯

横浜市本牧市民公園内の体験学習施設（以下「陶芸センター」という。）の指定管理者の選定にあたり、横浜市陶芸センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）は、「横浜市陶芸センター指定管理者公募要項」（以下「公募要項」という。）I 6（3）アに基づき、応募者の提出書類の審査及び面接審査を行いました。

このたび、選定評価委員会による審査が終了し、選定評価委員会として指定候補者を選定しましたので、「横浜市本牧市民公園内の体験学習施設（横浜市陶芸センター）指定管理者選定評価委員会運営要綱」第10条に基づき、ここに審査結果を報告します。

## 2 横浜市陶芸センター指定管理者選定評価委員会 委員

	氏 名	所 属 等
委員長	唐澤 昌宏	東京国立近代美術館工芸課長
委 員	金 侑可	税理士
委 員	鈴木 やよい	NPO 法人横浜市民アクト理事
委 員	豊福 誠	東京藝術大学美術学部教授

## 3 審査の経過

平成 27 年 5 月 28 日	公募のお知らせ
平成 27 年 5 月 29 日	第1回選定評価委員会（委員長の選任、公募要項等の確定） （傍聴者なし）
平成 27 年 6 月 11 日	公募要項の公開
平成 27 年 6 月 11 日 ～ 6 月 25 日	現地見学会及び応募説明会の参加申込の受付
平成 27 年 7 月 2 日	現地見学会及び応募説明会の開催（参加1団体2人）
平成 27 年 7 月 2 日 ～ 7 月 15 日	応募登録の受付（1団体）
平成 27 年 7 月 2 日 ～ 7 月 15 日	公募要項に関する質問の受付
平成 27 年 7 月 30 日 ・ 7 月 31 日	応募書類の受付（1団体提出）
平成 27 年 9 月 1 日	第2回選定評価委員会（公開ヒアリング、本審査）（委員 1 名欠席、傍聴者なし）

#### 4 応募者

次の1団体からの応募がありました。

シンリュウ株式会社
-----------

#### 5 応募者の提出書類審査及び面接審査の実施

第2回選定評価委員会では、応募者について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項及び失格事項に該当しないことを確認しました。また、公募要項 I 6 (3) イにおいてあらかじめ定めた「評価基準項目」に従って、応募者の提出書類の審査及び面接審査（応募者によるプレゼンテーション及び質疑）を行い、指定候補者の選定を行いました。

点数については、各委員の持点を200点とし、委員3名（第2回委員会において委員1名欠席）のため、合計は600点です。公募要項 I 6 (3) イに定めたとおり、委員の平均点が、最高点（200点）の60%（120点）未満の場合または各大項目（1～7）の小計において、当該項目の委員の平均点が、当該項目の最高点の20%未満の項目が1以上ある場合は改めて公募を実施することとしました。

#### 6 応募者の提出書類審査及び面接審査の結果

応募者に対する提出書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション及び質疑）を厳正に行った結果、公募要項 I 6 (3) イに示す項目に該当しないことから、以下のとおり決定しました。

	応募者	得点（合計）
指定候補者	シンリュウ株式会社	409点

※得点の内訳は、別紙のとおりです。

## 7 講評

### (1) 評価及び指摘事項

応募団体は、第1期・第2期の指定管理実績を踏まえ、利用者の声や講座受講率から把握したニーズに裏付けられた、堅実で実行力のある提案である点を評価しました。一方、陶芸の裾野の拡大という課題については、柔軟な発想を持って一步踏み込んだ検討が必要です。

例えば、初心者向けの講座や気軽に参加できる体験講座は特に重要です。ヒアリングの中でも、講座内容や実施回数の見直し等、工夫をしている姿勢が見受けられましたが、さらに受け入れるためには、ニーズを見極めつつプログラムを簡素化することも必要です。

また、次世代の愛好者の育成や表現力の育みといった観点からは、小学校や福祉施設等への出前教室も有益と考えられ、陶芸センターの出張可能量は限られるものの、近隣の施設、学校等との連携も検討する余地はあると思われまます。

一方で、施設が狭隘であることから、恒常的に高い利用率が、スペース不足だけでなく、事業の発展的検討にも影響を及ぼしています。今後、陶芸以外の異業種施設ともコラボレーションを検討するとともに、補助金等の活用も視野に入れることが望ましいです。

さらに、陶芸経験が長い利用者に事業運営協力をしてもらうなどの市民協働や、個人活動者及び地域活動に取り組む人や施設に対し、講座運営ノウハウや技法の共有を進めるプラットフォーム機能の充実などに取り組むことも必要です。

5年間の収支及び収支バランスは、分析がやや不足している点があり、今後想定される修繕費の伸びを踏まえた収支計画の精査や、附帯設備料金の設定の再検討が必要です。

### (2) 総評

1団体より応募があり、厳正な審議を行った結果、「シンリュウ株式会社」を指定候補者として決定しました。

指定候補者は、揺るぎない方針を持ち、財務状況でも母体が安定しているため、安心して陶芸センターの運営を任せられると考えます。職員においても、陶芸センターを拠点として、市民に陶芸を広めていこうと熱意を持って取り組んでいる点も高く評価します。

また、各種事業ではマンネリ化に陥ることなく、実績や利用者ニーズを踏まえて、招待作家講座等の新しいことを取り入れていこうとする考え方は十分に評価に値します。

今後、陶芸に精通していない市民への普及にさらに注力が望まれますが、市民・地域や近隣施設とのコラボレーション等にさらに自由な発想で取り組むことで、より優れた文化施設になると期待しています。陶芸により一層親しみを持っていただく方法を実行することを期待します。

横浜には、明治期に絵付けの拠点として陶芸産業が盛んとなり、その後発達した真葛焼なども含め全世界に発信したという歴史があります。指定候補者からは、横浜という地に陶芸をしっかりと植え付けていこうという気概を感じました。陶芸の発信地としての存在感を高め、陶芸が広く一般の市民に親しまれるよう尽力することを期待します。

別紙：横浜市陶芸センター指定管理者選定評価委員会 審査結果 (得点内訳)

応募団体名：シンリュウ株式会社

(単位:点)

項目	配点	委員A	委員B	委員C
<b>1 団体の状況</b>	10	8	8	8
団体の状況 (財務状況含む)				
<b>2 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針</b>	20	16	16	16
(1) 市の文化政策等への見解、応募理由				
(2) 基本的方針 (ビジョン・ミッション含む)				
<b>3 職員配置・育成</b>	20	12	12	16
職員の確保、配置及び育成				
<b>4 事業計画 (調査、企画、実施) ※自主事業を含む</b>	60	38	46	42
(1) 陶芸の普及と市民の作陶技術向上の支援				
(2) 市民の主体的な作陶活動の支援				
(3) 市内の公益的作陶活動に対する支援				
(4) 陶芸と市民及び来街者を結びつける場づくり				
(5) 陶芸センターに関する情報提供及び広報・プロモーション				
<b>5 施設の運営</b>	30	19	19	18
(1) 作陶活動への施設の提供				
(2) 利用促進及び利用者サービスの向上				
(3) アイデア・ノウハウの一層の活用				
<b>6 施設の管理</b>	30	18	18	23
(1) 施設及び設備の維持保全及び管理並びに小破修繕への取組				
(2) 事故防止体制・緊急時 (防犯) の対応・感染症対策等衛生管理				
(3) 防災に対する取組				
(4) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、市の重要施策を踏まえた取組				
<b>7 収支計画及び指定管理料</b>	30	18	18	20
(1) 利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法の考え				
(2) 指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削減等効率的運営の努力				
(3) 5年間の収支及び収支バランス (指定管理料の提案含む)				
<b>合計</b>	200	129	137	143
<b>総合計</b>	600	409		